

盛土規制法に基づく 規制区域（案）を公表しました

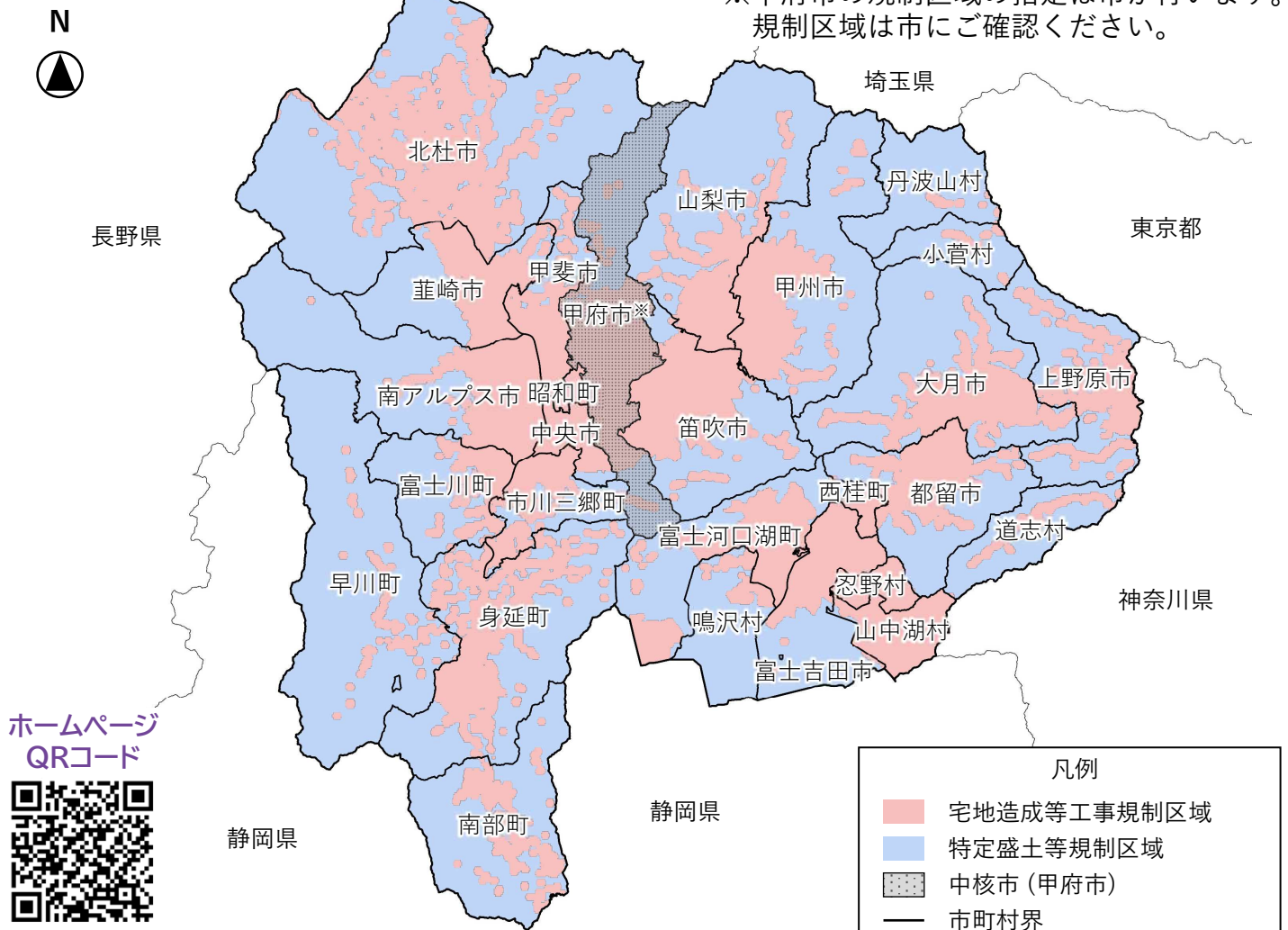
事業者の
みなさまへ

- 危険な盛土等に伴う災害から人命を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（**通称：盛土規制法**）が、令和5年5月26日に施行されました。
- 山梨県では、盛土規制法に基づき規制区域として指定すべき区域案をまとめたところであり、今後、市町村の意見聴取を経て、**令和7年4月1日**から規制を開始する予定です。

規制区域（案）

山梨県では、規制区域を設定するための調査を実施し、県内全域（甲府市を除きます。）を規制区域に指定する予定です。

※甲府市の規制区域の指定は市が行います。
規制区域は市にご確認ください。



ホームページ
QRコード



<https://www.pref.yamanashi.jp/morido/moridokiseihou.html>

盛土規制法とは

危険な盛土等を規制し、盛土等に伴う災害から人命を守るための新たな法律です。

宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等を規制するため「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」の**二つの規制区域を指定**します。

規制区域に指定されると...

安全な盛土等をつくります

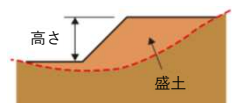
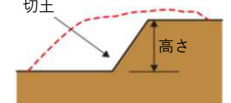
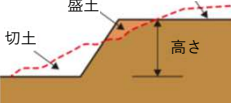

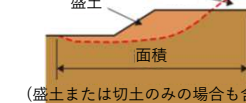
盛土等を行う場合は、**あらかじめ許可**または**届出が必要**となります。

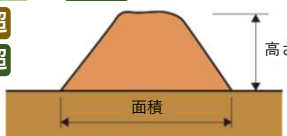
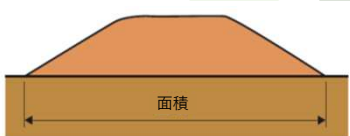
盛土等を安全に保つ必要があります

盛土等が行われた土地では、土地所有者等が**盛土等を安全に保つ責務**があります。

規制対象となる盛土等の規模

次の規模要件に該当する盛土等を行う場合は、あらかじめ許可または届出が必要になります。

土地の形質の変更	宅地を造成するための盛土・切土、残土処分場における盛土・切土 等			
宅地造成等工事規制区域	許可 が必要な規模要件 / 許可・中間検査・定期報告 が必要な規模要件			
特定盛土等規制区域	届出 が必要な規模要件 / 許可・中間検査・定期報告 が必要な規模要件			
① 盛土で高さが 宅 1m超 / 2m超 特 1m超 / 2m超 の崖を生ずるもの 	② 切土で高さが 宅 2m超 / 5m超 特 2m超 / 5m超 の崖を生ずるもの 	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 宅 2m超 / 5m超 特 2m超 / 5m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く) 	④ 盛土で高さが 宅 2m超 / 5m超 特 2m超 / 5m超 となるもの (①、③を除く) 	⑤ 盛土または切土をする土地の面積が 宅 500㎡超 / 3,000㎡超 特 500㎡超 / 3,000㎡超 となるもの (①～④を除く) 

一時的な土石の堆積	土砂のストックヤードにおける仮置き 等
宅地造成等工事規制区域	許可 が必要な規模要件 / 許可・定期報告 が必要な規模要件
特定盛土等規制区域	届出 が必要な規模要件 / 許可・定期報告 が必要な規模要件
⑥ 最大時に堆積する高さが 宅 2m超 / 5m超 かつ 特 2m超 / 5m超 面積が 宅 300㎡超 / 1,500㎡超 特 300㎡超 / 1,500㎡超 となるもの 	⑦ 最大時に堆積する面積が 宅 500㎡超 / 3,000㎡超 特 500㎡超 / 3,000㎡超 となるもの 

注1 「崖」とは、地表面が水平に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除きます。）以外のものをいいます。

注2 一時的な土石の堆積は、中間検査の対象外です。

注3 許可を受けた全ての工事は、完了検査の対象です。

安全な盛土等の造成

許可基準への適合

災害防止のための**技術的基準への適合**や**工事主の資力・信用、工事施行者の能力**について審査を実施します。

罰則の措置

無許可行為や**命令違反**等に対しては、懲役刑や罰金刑が科せられます。

- 最大で懲役3年以下、罰金1,000万円以下
- 法人に対しては最大3億円以下

許可申請から工事完了までの流れ

① 許可申請前

- ・土地の所有者等全員の同意
- ・周辺住民への事前周知

④ 工事完了

- ・完了検査

② 許可申請・許可

- ・許可基準への適合
- ・知事等の許可

③ 工事着手

- ・現場での標識掲出
- ・定期報告
- ・中間検査

お問い合わせ先

■ 宅地造成等工事規制区域に関すること

県土整備部 都市計画課 市町村計画・開発担当

TEL 055-223-1717

■ 特定盛土等規制区域に関すること

林政部 森林整備課 林地保全・採石担当

TEL 055-223-1645

(盛土・切土、一時的な土石の堆積後も農地として利用する場合)

農政部 農村振興課 農村整備担当

TEL 055-223-1595

山梨県



YAMANASHI